

成年後見人の仕事

財産管理

- ・預金通帳や保険証書などを保管
- ・年金や保険金などの収入受取り
- ・様々な料金、経費等の支払
- ・帳簿につけて管理

※成年被後見人の自宅である不動産（土地、建物など）の処分は家庭裁判所の許可が必要

※2016年～成年被後見人宛ての信書等の郵便物の転送も家庭裁判所の許可が必要

※2016年～成年被後見人の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産全体の保存に必要な行為も家庭裁判所の許可が必要

身上監護（身上保護）

- ・被後見人の住居の確保
- ・生活環境の整備
- ・施設の入退所の契約
- ・被後見人の治療や入院の手続

※手術等の医療同意は不可

第28回 問題83

事例を読んで、成年後見人であるL社会福祉士の法的な権限に関する次の記述のうち、適切なものを2つ選びなさい。

〔事例〕

要介護2の認定を受けていたMさんの認知症が悪化したため、L社会福祉士が、Mさんの成年後見人に選任された。これまで、Mさんは長年住み慣れた借家で、訪問介護を利用し、独居生活を行ってきっていたが、認知症の進行に伴って、ガスコンロの消し忘れでポヤをおこすなど、独居生活に不安がみられるようになっている。また、Mさんには白内障がある上、最近では体力も低下しており、体調をくずして家で寝込むことが多くなっている。

- 1 Mさんの意思に反していても、介護保険施設に強制的に入所させることができる。
- 2 Mさんの同意があれば、家庭裁判所の許可なく借家契約を解約できる。
- 3 Mさんの状態の変化を理由に、要介護度の区分変更を申請できる。
- 4 Mさんの白内障の手術のために、医療同意権を行使することができる。
- 5 Mさんの預金を下ろして、過熱防止などの安全装置付ガスコンロに買い替えることができる。

第30回 問題82

次のうち、民法上、許可の取得などの家庭裁判所に対する特別な手続を必要とせずに、成年後見人が単独でできる行為として、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 成年被後見人宛ての信書等の郵便物の転送
2016年～家庭裁判所の許可でOK
- 2 成年被後見人が相続人である遺産相続の放棄
財産管理は後見人の本来業務
- 3 成年被後見人の遺体の火葬に関する契約の締結
2016年～家庭裁判所の許可でOK
- 4 成年被後見人の居住用不動産の売却
家庭裁判所の許可が必要
- 5 成年被後見人のための特別代理人の選任
家庭裁判所が選任

第35回 問題79

事例を読んで、成年後見人の利益相反状況に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

【事例】

共同生活援助（グループホーム）で暮らすAさん（知的障害52歳）には弟のBさんがおり、BさんがAさんの成年後見人として選任されている。先頃、Aさん兄弟の父親（80歳代）が死去し、兄弟で遺産分割協議が行われることとなった。

- 1 Aさんは、特別代理人の選任を請求できる。
- 2 Bさんは、成年後見監督人が選任されていない場合、特別代理人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。
- 3 Bさんは、遺産分割協議に当たり、成年後見人を辞任しなければならない。
- 4 特別代理人が選任された場合、Bさんは、成年後見人としての地位を失う。
- 5 特別代理人が選任された場合、特別代理人は、遺産分割協議に関する事項以外についても代理することができる。